

都市計画マスタープラン改訂の基本的な考え方

No. 1

○改訂の背景

「美唄市都市計画マスタープラン」は平成13年度から平成32年までの20年間の長期ビジョンとして、都市計画法第18条の2を根拠とする「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定されたものであります。

この基本的方針は、住民に最も近い立場にある市町村が、都市づくりの具体性のある長期的なまちづくりのビジョンとして、市民と行政が一体なって構築し、ゆとりとうるおいのある魅力的なまちづくりを進めていくことを目的としたものであります。

しかしながら、この10年において、社会情勢の変化は、著しく、本市においても中心市街地の衰退、急激な人口の減少、少子高齢化などや財政の緊縮化など本市を取り巻く環境は厳しさを増し、さらに、本計画の上位計画として、北海道による都市計画区域マスタープランが策定・変更されことや新たな美唄市総合計画、国土利用美唄市計画が策定されたことから、社会情勢の変化への対応と上位計画との整合を図るため、改訂するものであります。

○改訂の考え方

改訂に当たっては、平成13年以降に改正された法令、新たな指針の本計画へ反映することで、より現実的に社会情勢の変化、都市計画の現況や市民ニーズの変化に対応した解析を行い、まちづくりの方向性(将来都市構造)について、改めて整理を行い、これまでの取り組みや関連する上位計画と整合するよう、改訂するものであります。

また、改訂の計画期間については、本市は財政健全化の期間中でもあり、今後、20年間を見通すことは難しく、現計画期間である平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とします。

○改訂に当たっての見直しの視点

①「協働のまちづくり」の推進

市民との役割分担のかかわりの中で、「協働のまちづくり」を進めていくために、望ましい取り組み事業の明確化と推進方法について、見直す。

②まちの潜在的可能性を伸ばす

「農の営み」と農村の土地利用、「商工業者の営み」と市街地形成、これらの営みの連携とそれを取り巻く「周辺環境を活かした交流、観光の振興」など、「産業」「営み」「環境」「暮らし」を繋ぎ、まちの潜在的可能性を伸ばす視点で見直す。

③コンパクトな市街地を形成する

市の行財政運営に十分配慮し、財政を圧迫しない「コンパクトなまちづくり」の理念に基づいた土地利用方針の策定など、「都市経営」を踏まえた計画に見直す。

④景観を活かしたまちづくり

美唄らしい「景観」を地域振興の戦略として活用し、魅力を創出する視点で計画を見直す。

○改訂の基礎となるべき上位計画や北海道の方針等

①第6期美唄市総合計画	(H23年度～H32年度)	(美唄市)
②第4次国土利用美唄市計画	(H23年度～H32年度)	(美唄市)
③「美唄奈井江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	(H16年度策定 H22年度変更 目標年次H32年度)	(北海道)
④「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」	(H18年7月策定)	(北海道)
⑤「都市計画道路の見直しガイドライン」	(H19年2月策定)	(北海道)
⑥都市計画法の改正による都市計画提案制度の創設	(平成14年度)	(国)

○現計画における取り組みの実施状況

現計画の計画期間である平成13年度から平成22年度までの各基本方針の実現に向けた取り組み状況は、次のとおりです。

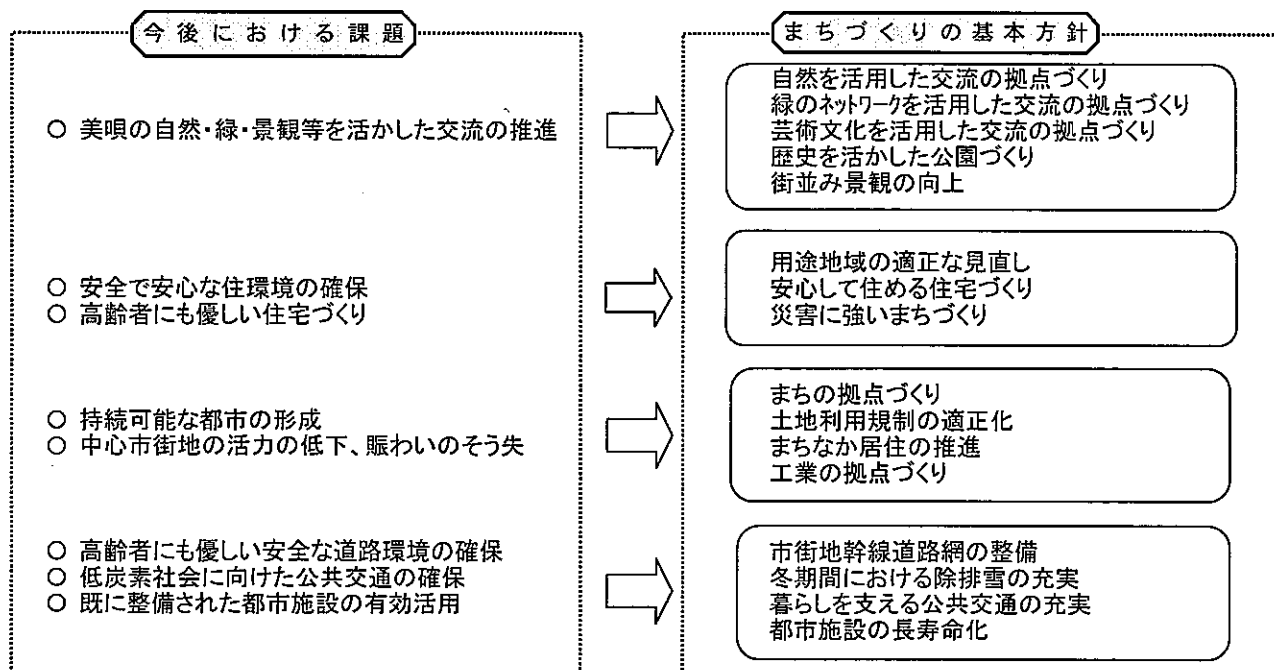
- 「自然環境の保全」では、森林、農地の保全やグリーンツーリズムによる都市との交流は実施しましたが、東明公園等の周辺における森林の活用は未実施であります。
- 「計画的な土地利用の推進」では、特別工業地域の運用、区画整理事業は実施しましたが、用途地域の全体見直し、特別用途地域の指定、地区計画の策定や特定用途制限地区地域の指定等は未実施であります。
- 「交通体系の整備」では、国道12号の4車線化など広域幹線網の整備、あかしあ通などの街路整備、区画整理事業による街路整備、さらには生活道路網の整備を実施しましたが、都市計画街路網の見直し、旭通や三井通の整備が未実施であります。
- 「公園緑地の配置と緑化の推進」では、街区公園の一部の再整備、北海幹線の緑道の整備、市民参加による緑化活動等を実施しましたが、緑の基本計画の策定、石狩川周辺の水辺環境整備や美唄川など親水空間整備などが未実施であります。
- 「都市景観の向上」では、地域住民の緑化推進、幹線道路の緑化や区画整理区域内の景観整備など一部実施しましたが、景観整備ガイドラインの策定、地区計画などによるデザインの統一化などが未実施であります。
- 「生活環境の向上」では、公共下水道の整備、市営住宅の建替え、環境改善等整備、ごみ最終処分場等の整備、都市防災としては、公共下水道の雨水整備や街路整備による避難路の確保を実施しております。
- 「市民参加体制の構築」では、市民参加体制、役割分担の明確化などの一部実施しておりますが、さらに充実・拡充等が必要となります。

これら未実施事業については、本市の都市計画において必要な事業であり、一部見直しの上、今後においても引き続き、実現に向けて取り組んで参ります。

まちづくりの実現に向けた取り組み	実施済	一部実施済	未実施	合計
自然環境の保全	7		3	10
計画的な土地利用の推進	3	2	5	10
交通体系の整備	27	2	3	32
公園緑地の配置と緑化の推進	8	6	3	17
都市景観の向上		3	3	6
生活環境の向上	15	4	0	19
市民参加体制の構築		4	0	4

合計 98事業
 実施 60事業
 一部実施 21事業
 未実施 17事業
 未実施の割合 17%

○今後における課題と対応



素 案

美唄市都市計画マスタープラン

概 要 版（改 訂）

北 海 道 美 唄 市

1. 計 画 の 概 要

1-1. 計画策定の目的

美唄市(以下「本市」という。)においては、昭和23年から都市計画区域を定め、昭和32年には市街地に用途地域を定めて土地利用の規制や街路、公園、下水道など都市基盤を計画的に整備し、その成果も目に見えるようになって来ているものの、近年の少子高齢化の進行や中心市街地の空洞化傾向など著しい社会情勢の変化や市街地の拡大などにより様々なまちづくりの諸問題も生じてきております。

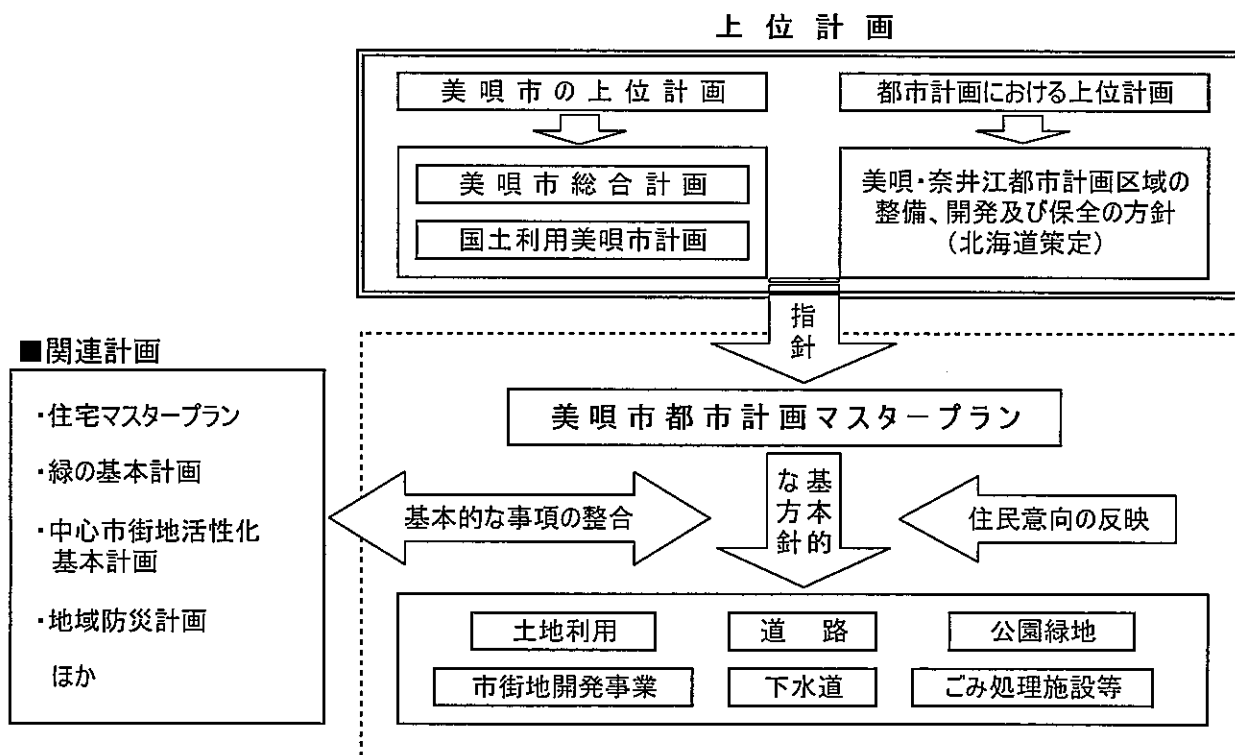
このような本市の都市計画の現状と背景を踏まえ、21世紀に本市の目指すべき長期的なビジョンを市民と行政が一体となって構築するとともに、将来的なまちづくりの基本方針を示し、ゆとりとうるおいのある魅力的なまちづくりを進めていくことを目的として『美唄市都市計画マスタープラン』(以下「本計画」という。)を策定します。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、都市計画法第18条の2の規定により、市町村の基本構想である「美唄市総合計画」(以下、「総合計画」という。)及び「国土利用美唄市計画」の基本構想を上位計画とし、北海道における「美唄奈井江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図ることとし、本市の都市計画における土地利用、交通体系、公園・緑地、下水道などに関する基本方針として位置付けます。

本計画の位置付けと内容のイメージは、下記の図に示すとおりです。

図 1-1 美唄市都市計画マスタープランの位置づけと内容のイメージ



1-3. 計画の期間

本計画は、平成13年度を基準年とし、平成32年度(西暦2020年)までの20年間を計画期間として策定したものであり、中間年において計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し、改訂するものであります。

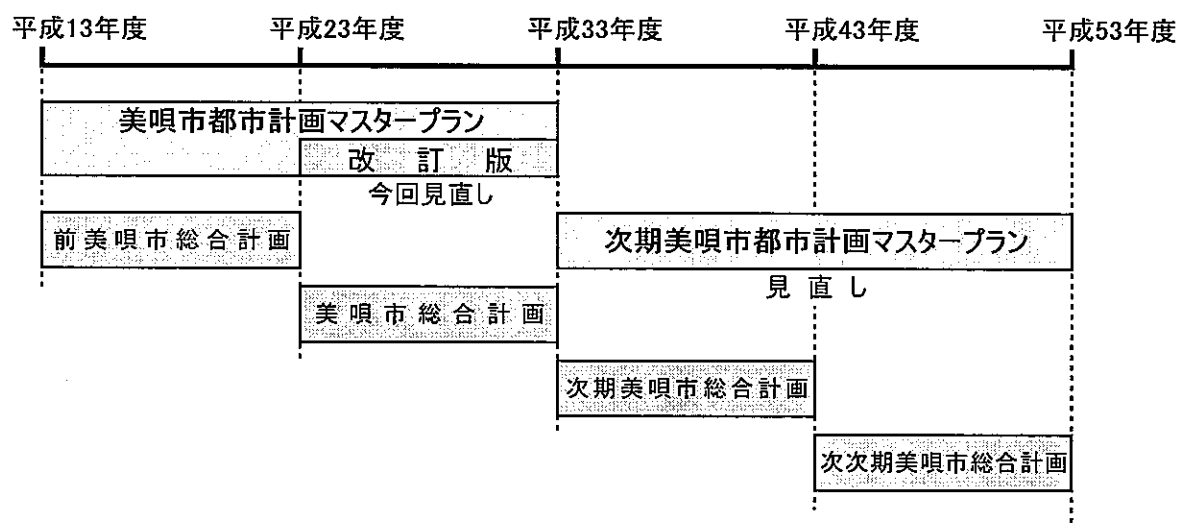
本改訂版は平成23年度から平成32年までの10年間を計画期間とし、上位計画である第6期美唄市総合計画の目標年次である平成32年度とします。

また、平成32年には新たな総合計画の策定が行われることから、本計画においても上位計画の内容に即すため、平成33年度から20年間を計画期間とした、次期都市計画マスタープランを策定することとします。

その後においては、中間年に、上位計画の内容やその時代のニーズに即した計画へと見直していくことを基本とします。

計画期間の基本的な考え方は、下記の図に示すとおりです。

図 1-2 美唄市都市計画マスタープランの計画期間の基本的考え方



1-4. 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、美唄奈井江都市計画区域における美唄市分(約11,292ha)を基本とし、都市計画区域に隣接して都市計画的な施策を計画する必要がある場合や、対象区域外であっても本市のまちづくりに重要な地域・地区については、計画対象区域と考えます。

計画対象区域となる美唄奈井江都市計画区域の美唄市分の位置は、3頁の図に示すとおりです。

図 1-3 計 画 対 象 区 域



都 市 計 画 の 現 況

➤ 土地利用の規制の現況

用途区域

本市の用途地域は、昭和32年4月23日に面積405.5haを当初決定し、平成8年の都市計画法の改正に伴う新用途地域への変更などを経て、平成11年3月10日に9種類の用途地域で約1,018.7haを変更決定し現在に至っています。

第1種及び第2種低層住居専用地域には、10mの建築物の高さ制限が付加されていますが、外壁の後退距離、建築物の敷地の最低限度は設定されていません。

また、近隣商業地域は容積率が200%と300%の地域に分けられています。

準防火地域

用途地域の指定に併せ、密集市街地における火災時の延焼防止を目的とした準防火地域が、近隣商業地域及び商業地域を中心に約51ha指定されています。

特別工業地区

準防火地域と同様に、用途地域の指定に併せ市街地内における工業の振興と利便性の向上を図るとともに、建築物の無秩序な混在を未然に防止するための特別用途地区として、2種類の特別工業地区が準工業地区及び工業地域の一部に指定されています。

第1種特別工業地区は、準工業地域の用途規制を基本とし、軽工業を中心とした利便性の向上と建築物の無秩序な混在の未然防止を目的として、ホテル、旅館、料理店及び公害の恐れのある工場などが規制されます。

一方、第2種特別工業地区は、工業地域の用途規制を基本とし、工業地域としての利便性の向上と特化を目的として、住宅、共同住宅、店舗併用住宅、マージャン屋、パチンコ店などが規制されます。

➤ 都市施設の現況

道 路

本市の都市計画道路は、用途地域を中心に歩行者専用道路を含め、約43,930mの道路網を構成しています。改良率は約60.4%、舗装率は約53.5%となっており、道路整備がやや遅れています。

公園・緑地

本市の都市計画公園は、用途地域内を中心に街区公園（昭和公園他）が10ヶ所、近隣公園（和田公園他）が3ヶ所、総合公園（東明公園）1ヶ所の合計14ヶ所、46.73haが都市計画決定され、そのうち41.03ha（約87.8%）が共用されています。

下 水 道

本市の下水道は、美唄奈井江公共下水道と6市4町による石狩川流域下水道によって整備が進められています。

また、整備計画面積1,361.5haに対する整備率は、71.2%、下水道普及率は71.6%となっております。

そ の 他

本市では、道路、公園、下水道の他の都市施設として、ごみ焼却場、市場、火葬場が都市計画決定されています。

また、JR美唄駅周辺における未利用地を活用し、地域に不足している公共公益施設の拡張整備を行い、中心市街地としての都市機能の向上と魅力あるまちづくりを行うため、平成2年から、土地区画整理事業が実施され、平成19年度には本工事等の事業を終えています。

そ の 他 の 現 況

➤ 主要幹線道路の交通量

本市の主要幹線道路においては、定期的に交通量を調査しているのは、北海道縦貫自動車道の三笠IC～美唄IC間、国道12号の光祿内町と癸巳町の2ヶ所の計2路線、3調査地点となっています。

北海道縦貫自動車道は、平成9年度以降（12,291台～10,414台）は減少傾向にあります。

一方、国道12号の交通量については、交通容量を超える交通量があることを示しており、国道12号を中心とした広域交通網における何らかの対策が必要となっています。

➤ 公共賃貸住宅の現況

本市の公共賃貸住宅は、道営住宅及び市営住宅を含め約1,254戸となっていますが、平成16年度に策定した「美唄市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき効率的な公共賃貸住宅の改善や建替等を進めています。

➤ 宅地開発の現況

平成6年度以降の都市計画区域内における開発行為は、用途地域内の未利用地を中心に新橋団地など民間も含め36件、約51.3haが宅地として開発され、そのほとんどが分譲宅地となっています。

➤ 未利用地の現況

用途地域内における未利用地は、開発行為によって減少しつつあるものの、いまだ次表に示すとおり用途地域（第1種中高層住宅専用地域など）約13%となる約136haが残存しており、今後の市街地形成及び市街地土地利用の課題となっています。

➤ 避難場所の現況

本市の「美唄市地域防災計画」に基づいて、都市計画区域内の地区別避難場所は、総合体育館ほか37施設、収容人数10,325人、また、広域避難場所は中央公園ほか20施設となっています。

1. まちづくり市民アンケート調査の概要

1-1. まちづくり市民アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

まちづくり市民アンケート調査は、本市の「21世紀まちづくりプラン」(第5期美唄市総合計画)の達成度を確認するとともに、市民の意見・要望を把握することを目的に毎年行なっているものであり、市民を対象に現在の生活環境に対してどのように感じ、どう評価しているのか、また、これからのまちづくりの方向性や重点的な施策をどのように考えているのかなど、幅広い市民の評価、意識、要望を把握しております。

本計画においても、上位計画である総合計画との整合性を図る意味からも、その調査結果における市民の意見を計画に反映させていきます。

(2) 調査の概要

- 調査対照 → 市内に居住する18歳以上の男女
- 調査方法 → 調査票を郵送の上、記入後に郵送又は回収箱により回収
- 抽出方法 → 住民基本台帳及び外国人登録から1世帯1名を抽出
- 調査期間 → 平成21年7月10日 ～ 8月9日
- 調査地区 → 市内全域
- 発送数 → 2,500 件
- 回収数 → 704 件
- 回収率 → 28.2 %

(3) 調査の内容

実施したアンケート調査では、生活環境の評価から教育文化、保健医療福祉など幅広く設問を設定していますが、本計画においては、都市計画的分野に関連する部分のみ抽出します。

自然環境の満足度

自然環境については、「満足、どちらかといえば満足」が31%「普通」が50%「不満、どちらかといえば不満」が9%となっており、年代別でも傾向は同様であり、自然環境についてはある程度満足していると思われます。また、今後の重要度については、「力を入れて欲しい、できれば力をいれて欲しい」が32%「今のままで良い」が50%「力を入れる必要はない、あまり力を入れる必要がない」が3%となっており、この良好な自然環境を守り、活用していくことが必要とおもわれます。

公園の整備や市街地の緑化の満足度

公園の利用状況については、「よく利用する、ときどき利用する」が44%と「ほとんど利用しない」55%となっており、公園の満足度については「満足、どちらかといえば満足」23%「普通」が50%「不満、どちらかといえば不満」17%となっており、公園についての利用状況を踏まえると満足度は決して高くないと思われ、年代別では、特に50歳代から64歳までが、公園の利用が少なく、満足度も低い傾向が見受けられます。このことから、利用者のニーズにも配慮した、公園の整備や公園環境の向上などが必要と思われます。また、街路樹については「満足、どちらかといえば満足」が16%「普通」が51%「不満、どちらかといえば不満」23%となっており、年代別では65歳以上を除き傾向は同様であり、不満の傾向が高いと思われ。

これらのことから、今後においては街路樹の植栽や、道路整備による新たな街路樹の創出など道路緑化について、検討していくことが必要と思われる。

街並みなどの景観の満足度

街並みなどの都市景観については「満足、どちらかといえば満足」が10%「普通」が44%「不満、どちらかといえば不満」35%となっており、各年代においても傾向は同様であり、不満の傾向が強いと思われ。これらのことから、街路や公園などの都市基盤による都市景観の創出や地域の特性を生かした街並みについて検討していくことが必要と思われる。

公共交通の満足度

市営バスなどの公共交通については、「困っている」25%と「困っているが我慢できる」21%「困っていない」が49%と、半数の方が「困っている」こととなっており、年代別では、30代から40代以外の年代で不満の傾向が強いと思われる。このことは、交通の不便な地域や高齢者層の方々などの交通弱者への交通手段の確保についての検討が必要と思われる。

除排雪の満足度

道路と歩道の除排雪状況については「満足、どちらかといえば満足」が各々11%と9%「普通」が31%と29%「不満、どちらかといえば不満」48%と61%となっており、各年代においても傾向は同様であり、かなりの不満を市民が抱いていると思われます。これらのことから、冬季の生活環境の確保と安全な道路環境の確保が図れるような除排雪についての対策を検討していくことが課題になるものと思われます。

環境・住民生活について

環境・住民生活において、これから取り組みが必要とすべき項目で回答が多かったのは、「ごみ減量化・リサイクル」が26%「自然環境の保全」が21.9%と高い割合を示しており、次いで「地球温暖化対策」と「地域活動の支援」が17.4%と比較的高い割合を示しております。このことから、市民生活においては、環境にやさしい循環型への対応や都市と自然との共生を図ることを望んでいると思われます。

都市基盤整備について

都市基盤整備において、これから取り組みが必要とすべき項目で回答が多かったのは、「道路の整備」が18.6%「公共交通の充実」が17.5%と高い割合を示しており、次いで「交通安全や防犯など安全な生活に関する施策」が14.7%「防災・救援対策」が13.1%と比較的高く、「公営住宅」や「公園緑地」、「下水道」などの整備については、捕獲的低い割合となっており、市民は全体的には道路整備を求めているものの、高齢化社会に向け、バス交通などの交通環境の充実や安全で安心な生活環境の確保も必要であることを示していると思われる。

産業経済について

産業・経済において、これから取り組みが必要とすべき項目で回答が多かったのは、「雇用・就労対策の充実」が30.6%「商店街の活性化などの商業振興」が29%と高い割合を示しており、次いで「企業誘致など工業の振興」が14.6%と比較的高く、近年の長期に渡る景気の低迷など厳しい社会情勢から、雇用・就労対策と商店街の活性化や産業の振興について感心がさらに高まっていると思われる。

まちづくりの方向について

将来、美唄市がどんな特色のあるまちになることを望んでいるかについては、「健康づくり、医療、福祉が充実したまち」が26.1%と最も多い回答となっており、次いで「安心して子供を産み、育てられる、子育て支援が充実したまち」が18.1%「観光、商工業、農業などの産業が盛んなまち」13.1%と比較的高い割合を示しております。また、「都市の基盤や生活に必要な施設が整ったまち」「災害・犯罪のない安全なまち」「豊かな自然を大切にしたいまち」が中位の割合を示しております。

これからの傾向は、少子高齢化社会に向けたまちづくりや、現在厳しい社会環境の中で、活力や賑わいのある産業の振興を求めているとともに、利便性よりも自然環境や安全な生活環境などを重視したまちづくりを求めていると思われます。

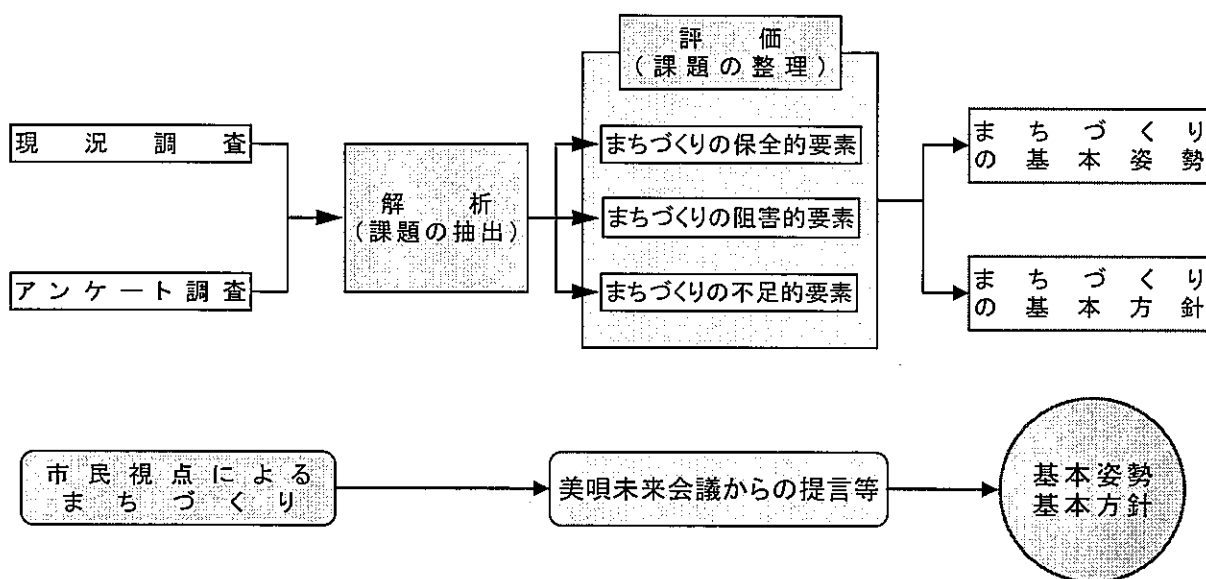
1. 解析・評価の流れ

1-1. 解析・評価の流れ

本計画における解析と評価は、美唄市の現況及びまちづくり市民アンケート調査等における市民意見を解析して課題の抽出を行い、計画対象区域における土地利用、道路、公園などの課題を評価として整理し今後のまちづくりの基本方針等の基礎とし、また、「まちづくり委員会」(策定時)、「美唄未来会議」(改訂時)の提言等は、今後のまちづくりの基本方針等の参考とします。

解析・評価の流れは、次に示すとおりとなっています。

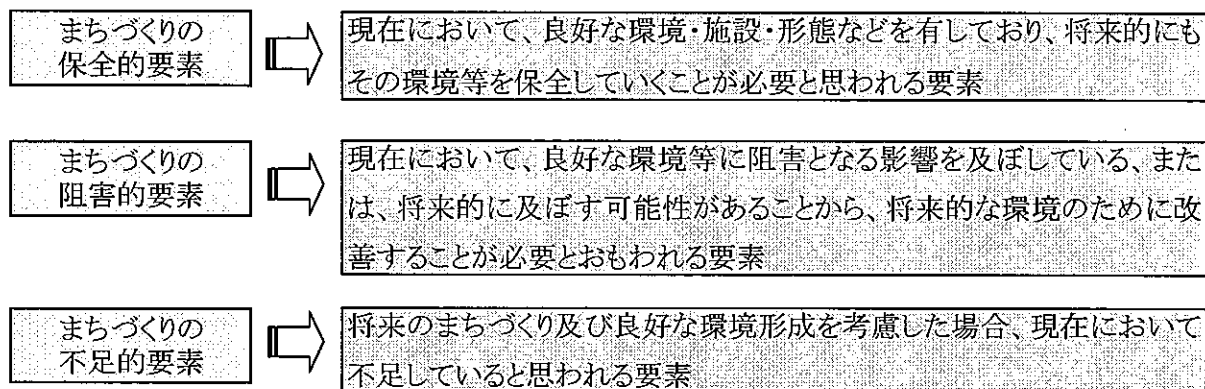
図 4-1 解析・評価の流れ

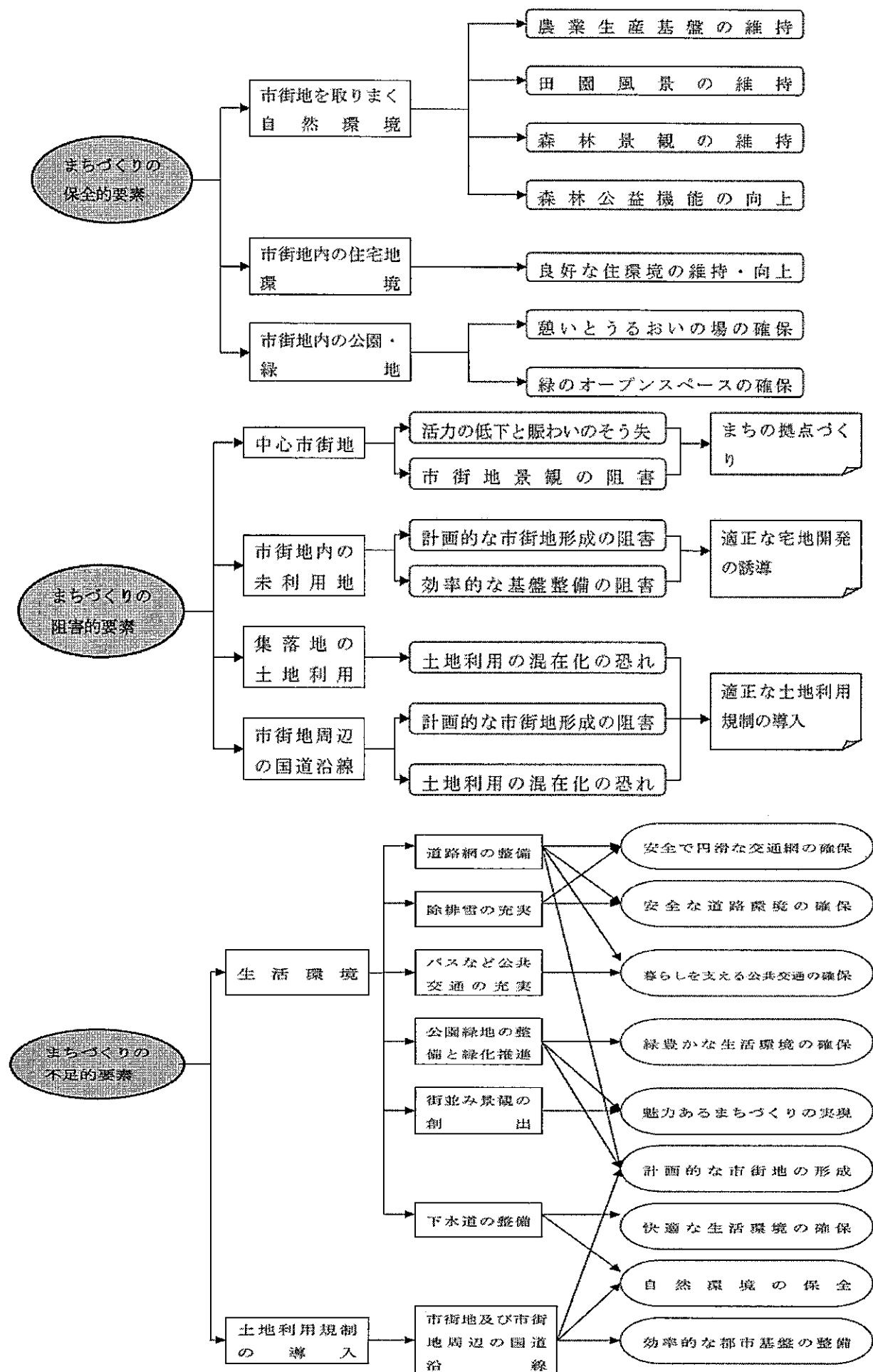


1-2. 評価の概要

解析し抽出された課題を、まちづくりの保全的要素、まちづくりの阻害的要素、まちづくりの不足的要素の3つの要素に分類して総合的に評価します。

これら3つの要素の概要は、次に示すとおりとなっています。





4. 市民視点によるまちづくり

4-1. 美唄未来会議からの提言等

第6期総合計画の策定にかかわった市民組織である「美唄未来会議」から将来のまちづくりについての取り組みについての中間報告及び将来のまちづくりについての具体的な提言としての最終提言がありました。

これらの提言等は市民視点によるまちづくりとして、本計画においても参考といたします。

(1) 中間報告を参考としたまちづくりの基本姿勢

○ 公共交通の充実

基本姿勢	交通体系の整備 公共交通の充実
------	--------------------

○ 農業経営の強化と中心市街地の活性化

基本姿勢	自然環境の保全 田園地帯の保全と活用	計画的な土地利用の推進 まちの拠点(中心)づくりの推進
------	-----------------------	--------------------------------

○ 観光資源(農業・自然・文化等)を連携させた交流の推進

基本姿勢	公園・緑地と都市緑化の推進 緑のネットワークの構築
------	------------------------------

○ 今ある景観の掘り起こし(再認識・愛着)

基本姿勢	都市景観の向上 街並み景観の向上
------	---------------------

○ 目玉になる景観作り(植樹・ボランティア活動)

基本姿勢	公園・緑地と都市緑化の推進 都市緑化の推進
------	--------------------------

○ 将来の環境を守る(ごみの減量、ごみ処理方法、省エネ化等)

基本姿勢	生活環境の向上 ごみ処理施設の整備
------	----------------------

○ 高齢者・障がい者が住みよく、いきいきと活動できる環境づくり

基本姿勢	生活環境の向上 安心して住める住宅づくり	交通体系の整備 安全な道路環境の整備
------	-------------------------	-----------------------

○ 耐震化の推進

基本姿勢	生活環境の向上 災害に強いまちづくり
------	-----------------------

(2) 最終提言を参考としたまちづくりの基本方針

本計画においては、参考として抽出した最終提言を整理し、市民視点によるまちづくりとして、以下に記載のとおり、各々のまちづくりの基本方針の参考といたします。

No.	分野	最終提言		
13	農業の活性化	農業の担い手確保に努めるため市・民間が指導者、アドバイザーを確保して、農業体験を実施する。	基本 方針	自然環境の保全
17	交流の場	食を通じた交流人口の増加を図るため、市・民間が農産物の直売所や地元特産品を使い食品の企画やイベント実施する。		田園地帯の保全と活用
No.	分野	最終提言		
3	雇用創出	企業誘致を推進するとともに、土地の有効活用を図るため市が未利用の市有地や工業団地を一定の条件の中で短期的に貸し出をできるようにする。	基本 方針	計画的な土地利用
5	異業種交流 (産業振興)	農・商・工の活性化を促進するため市・商工会議所・研究・教育機関が産学官の連携を高めて、各々の分野の活性化を促進する。		まちの拠点づくり
10	中心市街地の 活性化	商店街の賑わいの創出及び消費の拡大のため市・民間が商店街へのアクセスを整備して、商店街に賑わいを創出する。		
11		商店街に賑わいを創出するため民間が空き地や未利用地を定期的なイベント等に活用する。		
No.	分野	最終提言		
76	生活を重視した維持管理	子どもや高齢者の安全確保のため市・道が通学路や生活道路の除・排雪を優先的に行う。	基本 方針	交通体系の整備
77		子どもや高齢者の安全確保のため市・道が通学路や生活道路を優先的に補修する。		安全な道路環境の整備
78		冬の安全確保のため市・道が除・排雪を歩道・道路の順序を決めて徹底する。		
82	まちづくりに つながる整備	冬の安全確保／移住人口を増加させるため市が除・排雪をしっかりと行う。		
24	公共交通	高齢者等の利便性を確保するため市が大型バスを小型低床バス（ジャンボタクシー）に替えて、運行頻度を高くしたり路線を増やす。		公共交通の充実
94	医療 (公共交通)	安心して通院できる体制確保のため市・民間が通院のための移動手段をバスなどを運行して確保する。		
No.	分野	最終提言		
69	新たな景観を つくる	交流人口を増加させるため市・市民が東明公園までの道・アルテピアッツァまでの道・観光資源間の道を花や木を植え、きれいにする。	基本 方針	公園・緑地と都市緑化の推進
73		交流人口を増加させるため市・市民が美唄富良野線を桜ロードとする。景観を盛り上げる。		緑のネットワークの構築
71		交流人口を増加させるため市がツツジのビューポイント(景観を眺める場所)を新たに作る。		
80		子どもの安全確保のため市・市民が公園の維持・管理を行う頻度を高くする。		公園・緑地の適正配置

No.	分野	最終提言
60	景観・緑づくり	交流人口を増加させるため、市がふるさとの見える丘展望台からの景色の鳥瞰図作成しPR に使用する。
64	今ある景観を見直す	交流人口を増加させるため市・民間が東西の自然（アルテ・宮島沼）を観光資源としてリンクさせる。
83	まちづくりにつながる整備	良好な景観づくりのため市が街路灯の整備を計画的にまとめて行う。

基本方針

都市景観の向上
街並み景観の向上
街路景観の向上

No.	分野	最終提言
54	市のごみ政策	効率的なごみ処理方法の導入のため市がごみ処理に関する最新技術を他市町村の事例などを収集して研究する。
102	防災	安全な暮らしを確保するため市・市民が防災に関して、町内会の自主的な取組みが進むようにする。

基本方針

生活環境の向上
ごみ処理施設の整備
災害に強いまちづくり

No.	分野	最終提言
53	市のごみ政策	ごみ分別やリサイクル促進のため市がごみの回収が進む方法（ポイント制等）を考案して実施する。
61	人づくり	交流人口を増加させるため市がボランティアガイドを育成する。
84	市民との協働	市民理解の促進のため市が除・排雪に関する状況を市民に広く周知する。
85		市民理解の促進のため市が道路舗装の状況や種類などを市民に説明する。
86		景観の保全／衛生状況の向上のため市・市民が道路の除草や清掃を協働で行う。
87		冬道の安全確保のため市民が除・排雪を町内会や通りごとに委託等をして行う。
88		景観の保全／衛生状況の向上／河川の安全確保のため市・市民が河川を草刈りや清掃を行ってきれいにする。

基本方針

市民参加体制の構築
市民参加体制の構築
役割分担の明確化

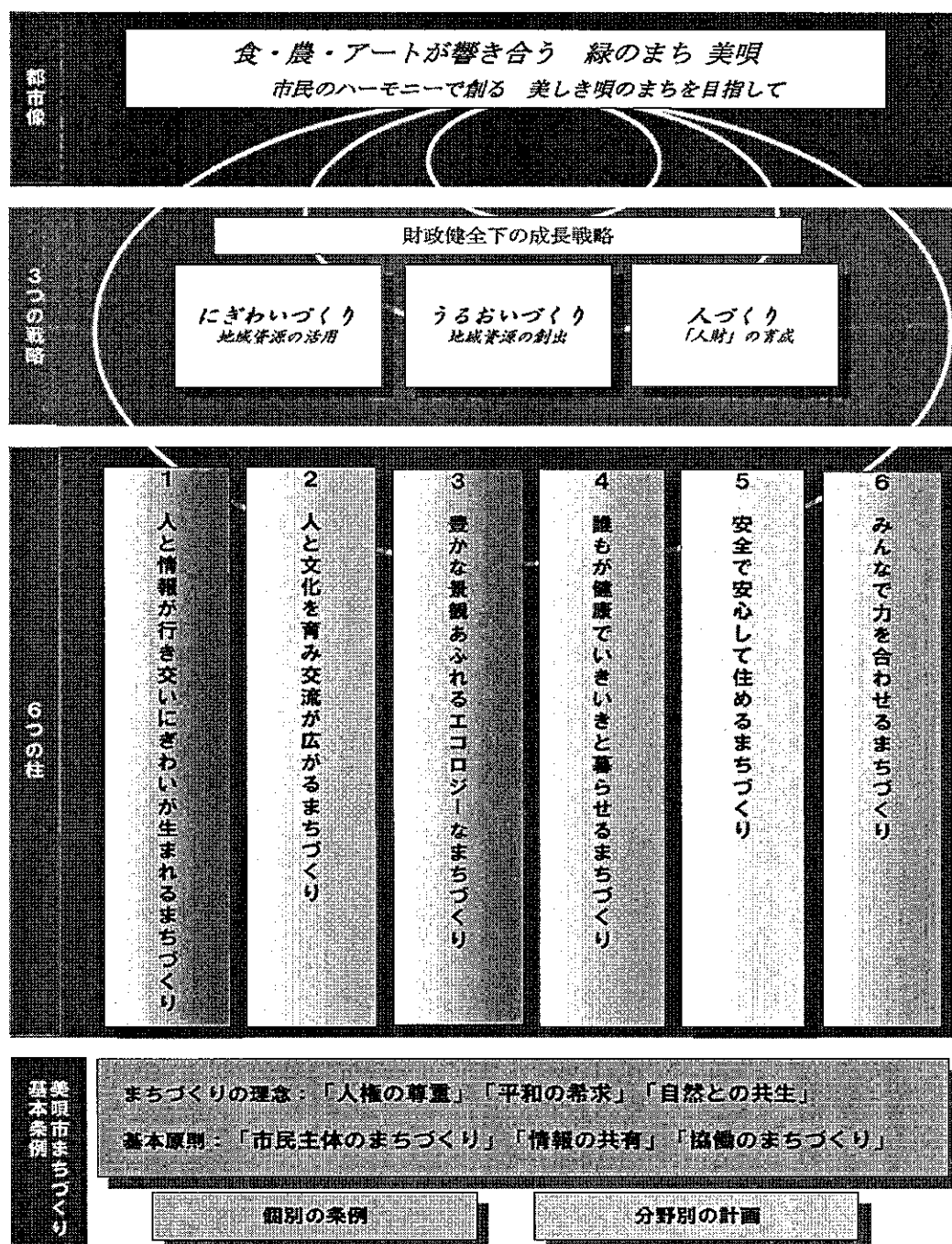
1. まちづくりの基本方向について

本計画は、第1章で示したとおり、本市の総合計画と国土利用計画を上位計画としていることから、その基本構想の内容に即し、計画の整合性を確保する必要があります。

本計画では両計画の整合性と関連性を確保する目的から、両計画の基本構想の内容を継承かつ共有し、本市の都市計画(まちづくり)の基本方向を定めます。その基本方向の内容に基づき、本計画の土地利用、道路、公園等の各分野別の基本方針を定めます。

2. 美唄市総合計画の概要

本計画の上位計画としては、本市のまちづくりの基本的な方向を示す計画である「第6期美唄市総合計画＝びばい未来交響プラン」があり、本計画は、この基本構想に即して都市計画等に関する基本的な方針を策定していくものであるため、「びばい未来交響プラン」の概要は、次に示すとおりとなっています。



2-1. 美唄市の都市像

I 都市像

食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄
市民のハーモニーで創る 美しき唄のまちを目指して

美唄市は、美唄市まちづくり基本条例に定める「人権の尊重」「平和の希求」「自然と共生」の3つをまちづくりの理念として、「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」の3つの基本原則に基づき、知恵と活力を最大限に発揮し、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれるまちを目指します。

将来のまちづくりに向けては、特に、環境への配慮が強く求められています。

私たち市民は、まちづくりの中で、緑あふれる景観を育て、農業を中心とした環境を重視した産業を広げ、文化や芸術を愛し、地球にやさしく、人にもやさしくなることが大切です。

そのため、美唄の「食」「農」「アート」の魅力を相互に結びつけながら、景観、産業、市民のところに、それぞれ「緑」を育てる「緑のまち」をイメージとしてまちづくりを進めます。

美唄の未来は、私たち市民の意欲と行動によってつくられます。年齢や性別、障がいの有無などにとらわれることなく、多様な個性を尊重し合い、市民一人ひとりが美唄の魅力を奏で、美唄らしい新たな魅力と活力が響き合うまちを実現します。

「緑のまち」のイメージ



3. 第4次国土利用美唄市計画の概要

総合計画と同様に本計画の上位計画となる国土利用計画の基本構想の概要は、次に示すとおりとなっています。

3-1. 土地利用の基本方針

基本方針

土地は市民の生活と生産活動の基盤として、活力をもたらす貴重な資源であり、現在及び将来にわたる市民の限られた資源です。

本市は、緑豊かな自然環境に恵まれた広大な市域を有しています。本市の風土と魅力を生み出す源泉となっている土地については、長期的・広域的視点に立って、地域の自然環境、生活環境などに配慮しながら、まちづくりの基本的な考え方にに基づき、以下の3つの基本方針に沿って、総合的かつ計画的な土地利用の促進に努めます。

(ア) 優れた自然環境の保護、保全と秩序ある土地利用

地球環境温暖化など、環境問題は地球規模の課題となっています。山林の多面的・公益的機能の保全をはじめ、自然と共生した市民生活や産業・経済活動等の営みなど、自然環境や景観に配慮したまちづくりが求められています。

○市土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、保健休養の場といった、森林の持つ多面的・公共的機能の維持・強化に努めます。

○豊かな自然が織りなす美しい景観の保全・創出とその活用にあつめます。

(イ) 産業の活力を生み出す土地利用

長引く景気の低迷や競争の激化、経済の構造変革等により、各産業を取り巻く状況は厳しさを増しています。さらに、全国的に人口減少社会に突入した現在、新しい雇用の場の創出などによる人口対策への取り組みもこれまで以上に重要になってきており、また、企業誘致をはじめ、農商工連携や産学官連携の推進など市民が生き生きと働ける活力ある産業が進展する環境づくりが求められています。

○農用地の基盤整備と保全にあつめます。

○工業団地の有効利用を促進します。

(ウ) 快適でゆとりのある居住環境を創出する土地利用

地方分権、地域主権への流れの中、地方においては個性的で魅力ある地域づくりが求められており、そのためには、その地域に住む人々の需要に対応しつつ、地域の持つ資源を最大限に生かしたまちづくりが重要になっています。

○良好な自然環境に恵まれた地域、田園が広がる地域、歴史・文化的資源の残された地域など、各地域のもつ資源を生かした個性的で魅力ある土地利用を推進します。

○市民の余暇志向や、自然とのふれあいに対する需要に適切に対応するため、自然体験や野外活動、スポーツ・レクリエーション等が行える場の確保など、人と自然が共生する土地利用を推進します。

また、市土の利用に当たっては、人口減少・高齢化、経済等のグローバル化、地球環境問題の進行等を踏まえ、環境と経済の調和を基本として、人と人、地域と地域が支えあい、いきいきとした暮らしが営まれるとともに、人と自然が永続的に共生しながら美しい景観を保全しつつ、活力とゆとりのある暮らしやすい持続可能なまちづくの実現につながる土地利用を進めます。

4. まちづくりの基本方向について

4-1. まちづくりの基本方向

前述のとおり、本計画は「美唄市総合計画」を上位計画としており、総合計画と本計画がめざすまちづくりの整合性を図るため、総合計画の基本構想に定められている「都市像」や「3つの成長戦略」、「都市像を実現するための6つの柱」及び「土地利用」を本計画の基本方向と位置づけ、まちづくりの方向性を構築します。

【めざす都市像】

食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄
市民のハーモニーで創る 美しき唄のまちを目指して

【3つの戦略】

- ・にぎわいづくり～地域資源の活用
- ・うるおいづくり～地域資源の創出
- ・人づくり ～「人財」の育成

【6つの柱】

- ・人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり
- ・人と文化を育み交流が広がるまちづくり
- ・豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり
- ・誰もが健康でいきいき暮らせるまちづくり
- ・安全で安心して住めるまちづくり
- ・みんなで力を合わせるまちづくり

【土地利用】

- ・優れた自然環境の保護、保全と秩序ある土地利用
- ・産業の活力を生み出す土地利用
- ・快適でゆとりある居住環境を創出する土地利用

【将来人口】

平成32年度における将来人口は、約2万3千人と想定
(国土利用計画における将来人口)

4-2. まちづくりの方向性（将来都市構造）

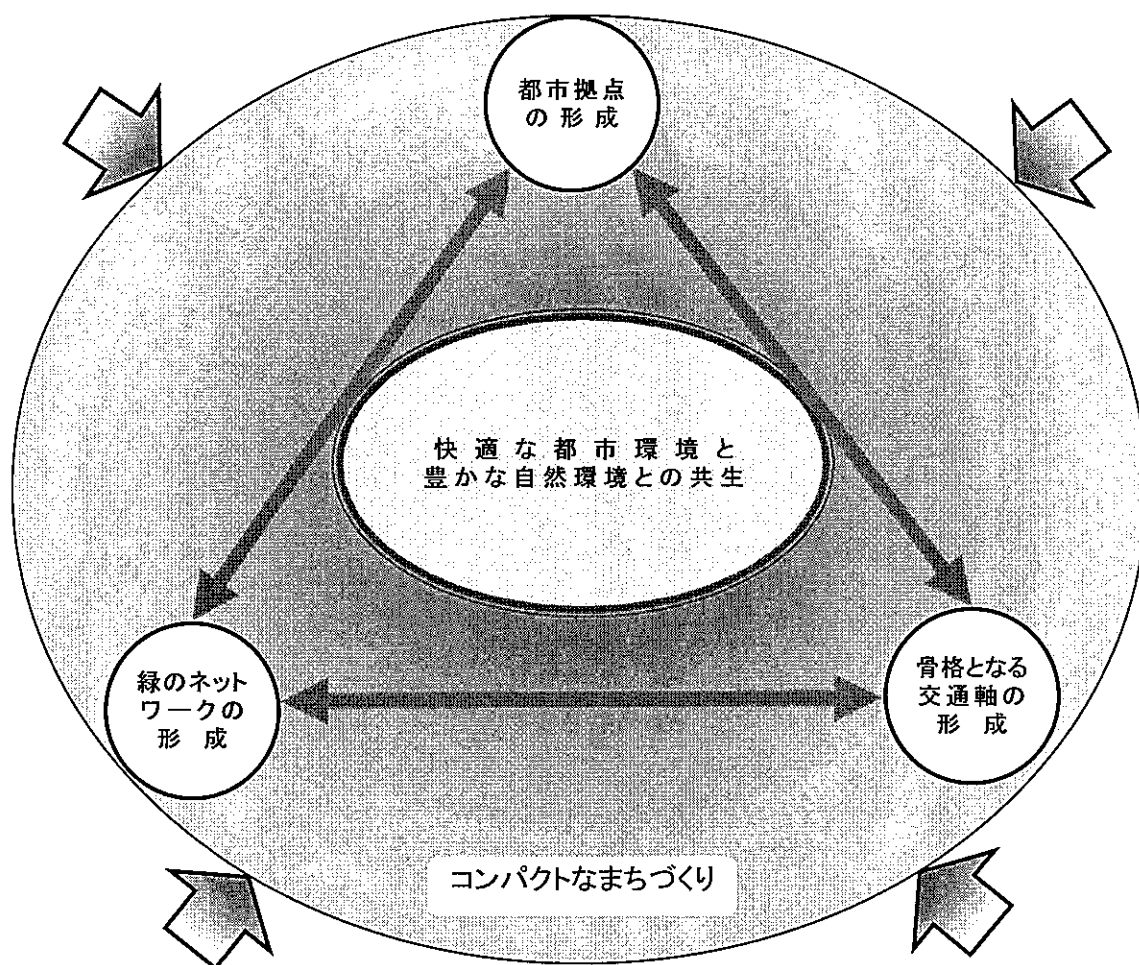
（1）まちづくりの方向性の考え方

本市の都市計画区域は、鉄道と国道を骨格とした南北に広がった市街地と東側の森林や西側に広がる田園などに囲まれた地域となっています。

これまでのまちづくりにおいても、適切な土地利用と都市施設の整備をはじめ、産業、文化、交流などの拠点づくりや自然環境との調和をめざしながら、都市づくりが進められてきましたが、近年では車社会の進展などに伴って、土地利用規制が緩やかな市街地周辺への市街化の進行や中心市街地の空洞化などによる活力の低下が顕著となっており、人口の減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の高まりの中で、これらの課題へ対応するため、市街地の拡大を抑え、市街地内の充実を図り、環境への負荷を軽減し、効率的な市街地形成を図っていくことが必要となります。

このため、中心市街地など拠点のある都市形成やそれぞれの拠点を結び多様な都市活動を支える交通軸の形成、緑豊かな自然と都市を結ぶ緑のネットワークの形成など、都市機能の適正な配置と集積を図ることにより、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくりを進め、子供からお年よりまで全ての世代が生活しやすい快適な都市環境と豊かな自然環境が共生するまちづくりをめざします。

図4-2 まちづくりの方向性(将来都市構造)



自然環境の保全と快適な都市環境の創出
まちづくりの目標

まちづくりの基本姿勢の柱

土地利用・市街地開発

うるおいのあるまちづくり

自然環境の保全

コンパクトなまちづくり

計画的な土地利用の推進

都市施設

円滑で安全な交通体系

交通体系の整備

緑豊かなまちづくり

公園・緑地と緑化の推進

都市環境・生活環境

魅力あるまちづくり

都市景観の向上

住み良いまちづくり

生活環境の向上

市民参加

みんなでつくるまちづくり

市民参加体制の構築

まちづくりの基本方針

基本方針のテーマ

憩いとうるおい、交流
の場の保全と活用

森林地帯の保全と活用

田園地帯の保全と活用

コンパクトなまちづく
りによる市街地の形成

用途地域の適正な見直し

土地利用規制の適正化

未利用地の有効活用

まちの拠点(中心)づくりの推進

日常生活を支える
交通網の整備

広域幹線道路網の整備

市街地内幹線道路網の整備

地区間幹線道路網の整備

生活道路網の整備

安全な道路環境の整備

公共交通の充実

緑のネットワークの創出

緑のネットワークの構築

公園・緑地の適正な配置

都市緑化の推進

魅力ある
都市景観の向上

街並み景観の向上

街路景観の向上

日常生活を支える
都市施設の整備

下水道の整備

ごみ処理施設の整備

公共公益施設の適正な配置

安心して住み続けられ
る都市づくり

安心して住める住宅づくり

災害に強いまちづくり

市民と行政との
パートナーシップの構築

市民参加体制の構築

役割分担の明確化

都市計画提案制度の活用

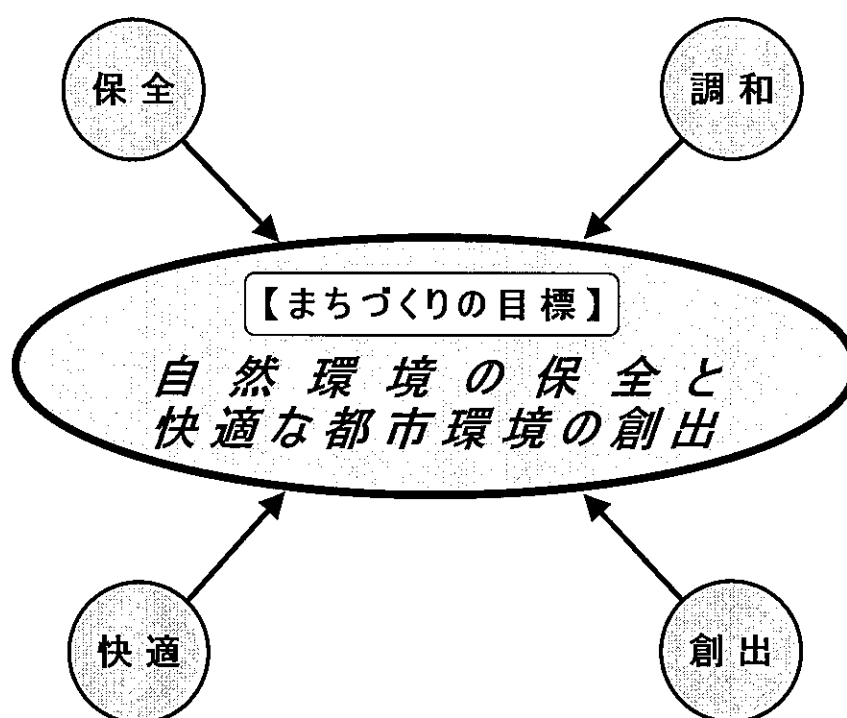
1. まちづくりの基本姿勢

まちづくりの基本方向を基に設定した本計画の核となる「まちづくりの基本姿勢」は、次に示しております。

1-1. まちづくりの目標

まちづくりの基本方向の内容から、「調和」、「快適」、「創出(整備)」、「保全」をキーワードとして、本市におけるまちづくりの目標を『自然環境の保全と快適な都市環境の創出』と設定します。

図6-1 まちづくりの目標



1-2. まちづくりの基本姿勢の柱

まちづくりの目標を実現するために、土地利用及び市街地開発、道路・公園等の都市施設、都市・生活環境、市民参加などのまちづくりの基本姿勢の柱を次のとおりとします。

(1)土地利用と市街地開発に関する基本姿勢

①うるおいのあるまちづくりに向けた自然環境の保全

本市の都市計画区域は、北海道縦貫自動車道を境にして東側に広がる森林地帯と、西側に広がる田園地帯に大別され、市街地及び集落地は国道12号沿線を主として形成されている状況となっています。

市民にとって、これらの豊かな自然環境は市街地の背景となる自然景観の要素を有するとともに、森林は水源かん養・土砂流出防止等の公益的機能、田園は本市の基幹産業である農業を支える基盤としての機能を有しています。

これらのことから森林や田園などの自然環境については、今後積極的に保全していくとともに、市民の憩いとうるおいの場や様々な人々との交流の場として活用することによって、うるおいのあるまちづくりをめざします。

②コンパクトなまちづくりに向けた計画的な土地利用の推進

本市の市街地は、土地利用規制が緩やかな周辺地区への市街化と市街地内の未利用地によって、まとまりのある市街地形成とは言えない状況となっており、この傾向は住宅と商工業施設が混在化した無秩序な市街地の拡大を招くとともに、都市機能の効率的な配置による公共サービスの充実を阻害するものとなります。

そのため、市街地内においては適正な土地利用と未利用地の有効活用を図りながら、市街地周辺地域及び集落地においては、周辺住環境に影響する施設等の立地制限を行うため、土地利用規制の導入を図ります。

また、人口減少や少子高齢化社会などに対応し、まちの拠点となる中心市街地での商業環境の向上やにぎわいの創出を図るなど、まちなかで暮らせる環境づくりを進めるとともに、大規模集客施設の立地制限を図るための特別用途地域の活用など、土地利用の適正化と中心市街地における商業機能の充実を図り、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくりによって、人口規模に見合う市街地形成を計画的に進めることをめざします。

このことにより、森林と田園地帯の保全効果を向上させるとともに、道路・公園等の都市施設の効率的な都市基盤整備に関連させていきます。

(2) 都市施設に関する基本姿勢

① 円滑で安全な交通網に向けた交通体系の整備

都市計画区域内には、道央圏と道北圏を結ぶ大動脈である北海道縦貫自動車道と国道12号及びJR函館本線が南北に縦貫していますが、国道12号においては四車線化が進められているものの、交通量や混雑度は増加の傾向となっており、四車線化のさらなる進捗が望まれています。

また、市街地内においては、幹線道路の整備が遅れていることから、多様な市民活動を支える円滑で安全な交通体系の形成が重要になっています。

そのため、国道12号や道道を交通体系の骨格とした広域幹線道路網の整備を図り、それに連結した市街地内の都市計画道路などの幹線道路や地区間を結ぶ幹線道路及び生活道路を計画的に整備するとともに、長期間未着手となっている都市計画道路があることから、これらを含む市街地の交通体系の見直しを行い、計画的な土地利用と一体となった、市民の日常生活を支える道路交通網の構築をめざします。

また、市民の日常生活を支える交通体系の整備には、歩行者や自転車利用者のための安全で利便性の高い道路空間の確保や高齢者に対応した歩道のバリアフリー化など誰にでもやさしい道路空間の確保、冬期間における安全な市民生活や都市活動を確保するため、除排雪体制の充実を図るなど安全な道路環境の整備を進めます。

さらには、高齢化や過疎化の進行、低炭素社会に対応し、自動車を持たなくても安心して生活できる公共交通の整備が望まれており、市民の暮らしを支える公共交通の充実をめざします。

② 緑豊かなまちづくりに向けた公園・緑地の配置と緑化の推進

本市の街地を取り囲む森林や田園、河川などの恵まれた自然環境は、うるおいのある都市生活を営む上で重要な要素であり、このような水と緑が調和した自然環境を保全するとともに、河川空間や道路空間などの緑の充実を図り、市街地の緑などを総合的に結びつけ、環境保全、レクリエーション、防災、景観などの基本方針に関連させる、緑のネットワークの構築をめざします。

また、市街地においては、公園・緑地以外に目立った樹林地などの緑地は見当たらない状況となっており、市街地における公園などの緑地としては、人口に対する緑地は概ね標準に達しているものの、市街地面積に対しての緑地は不足している状況であり、公園の配置状況においても偏りが見られます。

そのため、市街地における公園などの緑は、市民の最も身近な憩いとうるおい及び交流の場として、健康的な日常生活を営むうえで必要不可欠なものであり、市街地の土地利用の動向も踏まえ、公園種別の機能を考慮した上で、利用者ニーズに対応した公園・緑地の適正な配置と整備を計画的に進めるとともに、これまで整備した公園の機能の保全・向上を図り、市民と行政が協力し合い適切な維持管理に取り組みます。

また、都市の緑化は行政のみで達成されるものではなく、市民の協力や参加が不可欠なものとなっていることから、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが求められています。

そのため、公園緑地、公共公益施設、道路、一般家庭や事業所敷地などにおける緑化など、緑に囲まれた、美しいまちづくりをめざし、市民参加による緑化活動の誘導や緑化意識の向上を図ります。

(3) 都市環境・生活環境に関する基本姿勢

①魅力あるまちづくりに向けた都市景観の向上

近年のまちづくりにおいて都市景観は、その地域特性である自然や歴史、文化など、市民が誇れる地域資源として魅力あるまちづくりの重要な要素となっており、市民は生活志向が利便性だけではなく、日常生活の質の向上を求める傾向となっています。

そのため、計画的な市街地の形成(土地利用)を基本とし、道路や公園・緑地等の都市施設の一体的な整備による都市景観を創出するとともに、緑豊かな自然を生かしたゆとりある空間づくりを進めることによって、個性あるまち並みの創出や魅力ある都市景観の向上をめざします。

また、魅力ある都市景観を形成するためには、市民の参加と協力が必要不可欠となっており、そのため、市民・事業者・行政が一体となって総合的な都市景観の形成を図ることで、景観に関する市民意識の高揚をめざします。

②住み良いまちづくりに向けた生活環境の向上

まちづくりにおいて、土地利用・道路・公園等はまちづくりの根幹を成すものでありますが、それだけでは「住み良さ」の向上には不足しており、下水道やごみ処理施設、公共公益施設、住宅づくりなどの日常生活を支える都市施設、防災施設の充実によって、総合的な住み良さ(生活環境の向上)の実現につながるものです。

そのため、計画的な市街地の形成(土地利用)を基本として、衛生的で快適な生活環境を確保するための下水道施設や環境にやさしい循環型社会に向けたごみ処理施設体系の充実、地域活動や交流の場であるコミュニティ施設等の公共公益施設の適切な配置を図るとともに、安心して住み続けられる住宅づくりや安全に暮らせるための防災施設の充実などを図ることによって、住み良いまちづくりに向けた生活環境の向上をめざします。

(4) 市民参加に関する基本姿勢

①みんなでつくるまちづくりに向けた市民参加体制の構築

近年のまちづくりは、地方分権社会の確立が求められている中で、市町村の独自性や自立性が重視されるようになってきており、これからのまちづくりには、市民と市が一緒に考え、行動していくことが必要不可欠なものとして、本計画の策定においても市民アンケートや美唄未来会議などの市民意向、意見等を反映した計画内容としております。各分野のまちづくりの基本方針においても、まちの拠点づくりや都市緑化、都市景観の形成など市民参加の方針を示していることを踏まえ、本計画の実現に向けては、市民や企業、各種市民団体、町内会などと行政が協働して進めて行くことが重要となっています。

そのため、まちづくりへの市民参加を継続的に進めるため、市民・事業者・行政が一体となって、地域独自のまちづくりや豊かな都市環境を創っていく推進体制の構築に取り組みます。

この取り組みによって、市民・事業者・行政の各々のパートナーシップの形成と役割分担の明確化を図るとともに、今後のまちづくりを主体的に担う人材の育成を図ります。

また、近年の都市計画法の改正において、まちづくりに関する都市計画の提案制度が定められ、住民などの自主的なまちづくりの推進や民間などによる都市開発の推進を図るため、土地所有者やまちづくりNPO、あるいは民間業者などが一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができることとなりました。

そのため、市民への地区計画の活用など、提案制度の普及啓発を進めるとともに、提案を踏まえた都市計画の決定や変更について、速やかに対応できる体制の充実を図ります。

2. まちづくりの基本方針

基本姿勢・基本テーマ・基本方針の柱の見直し一覧 (1)

まちづくりの基本姿勢の柱		まちづくりの基本方針		
		基本方針のテーマ	基本方針の柱	基本方針の内容
うるおいのあるまちづくり 自然環境の保全			憩いとうるおい、交流の場の保全と活用	森林の公益的機能と景観の保全 市街地西側の防風林の保全と活用 市街地東側の憩いとうるおいの場としての活用
			田園地帯の保全と活用	基幹産業である農地の整備・保全 田園環境と防風林と一体となった田園景観の保全 農業を通じた体験や交流の場としての活用
			秩序あるコンパクトな市街地の形成 (変更) □	市街地及び周辺地区の土地利用の適正化 (細分化) □ □
			コンパクトなまちづくりによる市街地の形成	用途地域の適正見直し (細分化) □ 土地利用規制の適正化
秩序ある市街地形成 計画的な土地利用の推進 (変更) □			市街地開発における基本方針 (変更) □	用途地域指定の方針 特定用途制限地域等の活用 特別用途地区の活用 土地利用規制の適正化
			未利用地の有効活用	未利用地の有効活用
			(産業基盤の整備と有効活用) 魅力ある中心市街地の整備 (変更) □	市民・事業者・行政が一体なった取り組み 中心市街地活性の商業環境の向上 中心市街地の賑わいの創出
			まちの拠点づくりの推進	駅前広場等の都市景観の保全・向上 道営住宅などによる「まちなか居住」の推進
円滑で安全な交通網 計画的な交通体系の整備 (変更) □			空知中核工業団地の有効活用 (変更) □	低炭素社会に対応した蓄冷熱エネルギー活用 食糧備蓄基地、データセンターの誘致
			工業の拠点づくり	新たな産業の育成 異業種間の交流・連携の推進
			日常生活における交通の利便性の整備 (変更) □	国道12号の全線4車線化 英明富良野線の早期完成 道道の機能向上・道道昇格による道路整備
			日常生活を支える交通網の整備	都市計画道路網の見直し 都市計画道路の整備
円滑で安全な交通体系 交通体系の整備			広域幹線網の整備	道道砂川奈井江英明線の整備延伸
			市街地内幹線道路網の整備	生活道路網の整備
			地区間道路網の整備	都市計画道路整備による歩道の整備 市街地幹線道路のバリアフリー化の推進 除排雪体制の充実
			生活道路網の整備	路線バスの効率的運行 公共交通の利便性向上
			安全な道路環境の整備推進と交通輸送体系の充実 (細分化) □ □	
			安全な道路環境の整備 (細分化) □	
			公共交通の充実	

基本姿勢・基本テーマ・基本方針の柱の見直し一覧 (2)

まちづくりの基本姿勢の柱	基本方針のテーマ	基本方針の柱	基本方針の内容
緑豊かなまちづくり 公園緑地と都市緑化の推進	緑のネットワークの創出	緑のネットワークの構築	自然環境の保全 幹線道路の緑化 親水空間の活用 宮島沼の保全と活用
		公園・緑地の適正な配置	緑の基本計画の策定 公園の適正・配置 公園の再整備と協働による維持管理 スポーツ・レクリエーションを通じた交流の拠点づくり 芸術文化を通じた交流の拠点づくり 歴史を活かした公園づくり
		都市緑化の推進	一般家庭の緑化など市民参加の緑化活動 工場・事業所の緑化推進 公共公益施設の緑化推進 緑化活動の支援と活動の組織化
		総合的な都市施設整備による都市景観の向上 (変更) □	
魅力あるまちづくり 都市景観の向上	魅力ある都市景観の向上	街並み景観の向上	自然環境、公園緑地、道路緑化活動との連携 景観に関するガイドラインづくり 地区計画等による街並み景観の向上 景観づくりに関する市民参加の場の提供
		街路景観の向上	都市計画道路などの整備による街路景観の向上 市街地幹線道路の必要に応じた電線地中化
		生活環境の向上と地域関係の是正 (変更) □ □	
住み良いまちづくり 生活環境の向上	日常生活を支える都市施設の整備	下水道の整備	下水道の計画的整備
		都市施設の適正な配置 (細分化) □ □	個別排水施設の整備
		ごみ処理施設の整備 (細分化) □	ごみ処理施設の整備
		公共公益施設の適正な配置	公共公益施設の適正配置
		(細分化) □	
		集落地における生活環境の向上 (変更) □	公営住宅づくり
安心して住み続けられる 都市づくり	安心して住み続けられる都市づくり	安心して住める住宅づくり	住宅づくり
		都市防災施設の適正配置 (変更) □	危険区域の解消
		災害に強いまちづくり	避難路、避難場所の適正な配置 準防火地域の指定 耐震改修の促進 自主防災の組織づくり
		行政と市民とのパートナーシップの構築 (変更) □	
みんなでつくるまちづくり 市民参加体制の構築	市民と行政とのパートナーシップの構築	市民参加体制の構築	まちづくりへの参加体制の確立 情報の発信・共有による市民参加活動の促進 関係機関との連携
		役割分担の明確化 (追加)	適正な役割分担の明確化 まちづくり活動による人材の育成
		都市計画提案制度の活用	都市計画提案制度の活用

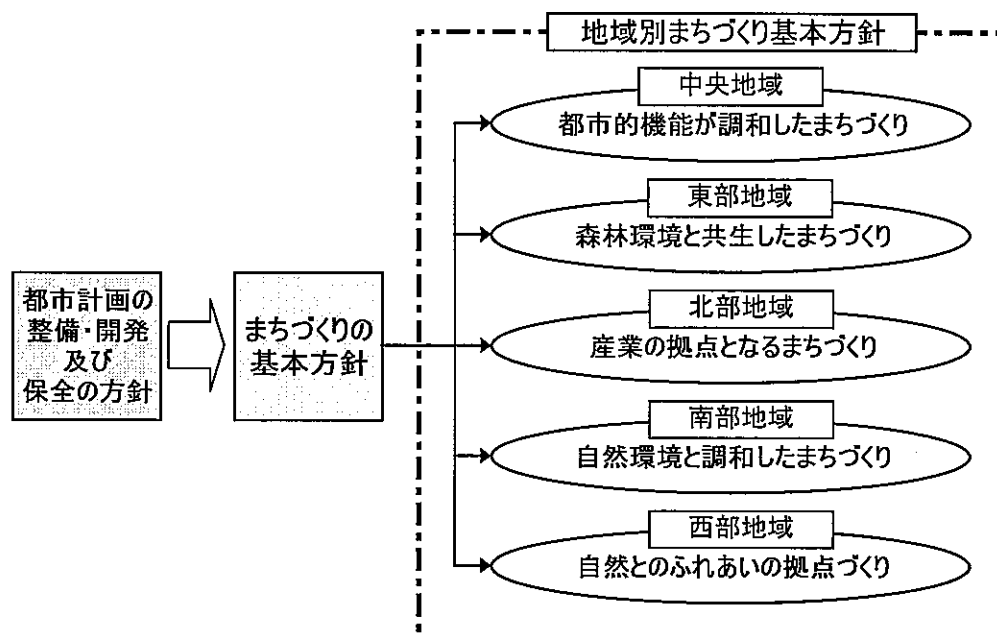
1. まちづくりの基本方針

1. 地域別まちづくり基本方針の概要

1-1. 地域別まちづくり基本方針の概要

第6章のまちづくりの基本方針に基づき、地域の特色を生かした活力ある地域づくりを進めるため、計画対象区域を5つの地域に区分し、その地域別のまちづくり基本方針を設定します。

図 7-1 地域別まちづくり基本方針の概要



1-2. 地域区分の設定

本計画の上位計画となる新総合計画と新国土利用計画の地域区分に基づき、自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案して、次に示す5つの地域に区分します。

表 7-1 地域区分の設定

地域名	条丁目町名	備考
① 中央地区	条丁目区域・東明町・共練町・南美唄町 進徳町・一心町・沼の内町・癸巳町	○は都市計画 区域外
② 東部地区	落合町・盤の沢町・我路町・○東美唄町	
③ 北部地区	北美唄町・茶志内町・日東町	
④ 南部地区	光珠内町・峰延町・○豊葦町	
⑤ 西部地区	開発町・○上美唄町・○西美唄町・ ○中村町	

1. 概略実施プログラムの概要

第6章及び第7章のまちづくりの基本方針の内容に基づき、その基本方針の実現に向けた概略の実施プログラムを策定し、土地利用・道路・公園などの個別の都市計画の実施の基礎とします。

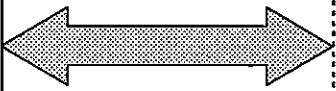
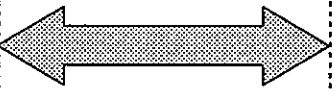
概略実施プログラムは、本計画の目標年次(平成32年度)までの10年間の計画期間を次に示す内容で優先順Ⅰ及びⅡに区分し、各々のまちづくり基本方針の緊急性・優先度及び計画性などを考慮して、総合計画の施策と整合するように適正に具体的な施策を配分し、効率的かつ効果的なまちづくりの実現を図ります。

また、本計画の目標年次を超えての長期の取り組みが必要と判断される施策については、優先順位をⅢとしています。

表 8-1 優先順位の考え方

区 分	期 間	内 容
優先順位Ⅰ	平成23年度～平成27年度の5年間	概ね5年以内に事業化に向けた重点的な取り組みが必要な施策
優先順位Ⅱ	平成28年度～平成32年度の5年間	中期的な取り組みが必要な施策
優先順位Ⅲ	平成33年度～	長期的な取り組みが必要な施策

図 8-1 優先順位期間の概要

区 分	H23	H27	H28	H32	H32～
優先順位Ⅰ					
優先順位Ⅱ					
優先順位Ⅲ					